国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

五月十四日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律

承認を求めるの件送付通知書受領

五月十四日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

質問書提出

五月十四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判及び労働審判手続の実施に関する質問主意書（長友よしひろ提出）

エンゲル係数に関する質問主意書（長友よしひろ提出）

質問書転送

五月十四日次の質問主意書を内閣に転送した。

融資一体型変額保険被害者の被害の現状に関する質問主意書

太平洋クロマグロの資源管理に係る沖縄県への漁獲可能量の配分等に関する質問主意書

日台民間漁業取決め及び日中漁業協定の見直し等に関する質問主意書

外国人による国民健康保険料等の未納・滞納や医療サービス濫用への対策の必要性に関する質問主意書

議事日程

五月十五日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十四号

令和七年五月十五日（木曜日）

午後一時開議

第一　株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五　保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第六　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第七　老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）

議決通知

五月十四日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

また、同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案

参議院

議案付託

五月十四日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五四号）　総務委員会に付託

公益通報者保護法の一部を改正する法律案（閣法第三二号）　消費者問題に関する特別委員会に付託

議案通知書受領

五月十四日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案

又同日参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

質問主意書転送

五月十四日次の質問主意書を内閣に転送した。

政府備蓄米を放出しても米の市場価格が下がらないことに関する質問主意書（浜田聡提出）（第一一七号）

報告書提出

五月十四日委員長から次の報告書を提出した。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案（閣法第四一号）審査報告書

法律公布奏上及び通知

五月十四日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律

承認を求めるの件送付及び通知

五月十四日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

人事異動

法務省

（丸亀区検察庁副検事）副検事　丸茂　民夫

高松区検察庁副検事に配置換する

（高松区検察庁副検事）同　辻　康朗

丸亀区検察庁副検事に配置換する（以上五月十三日）

官庁報告

官庁事項

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年五月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録船舶職員養成施設の名称　海上自衛隊第２術科学校

二　登録船舶職員養成施設代表者の氏名

（変更前）学校長　南　厚

（変更後）学校長　藤井　健一

三　変更年月日　令和七年三月二十四日

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年五月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録海技免許講習実施機関の名称　海上自衛隊第２術科学校

二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名

（変更前）学校長　南　厚

（変更後）学校長　藤井　健一

三　変更年月日　令和七年三月二十四日

労働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

東北運輸局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、東北漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和７年５月16日

東北運輸局長　川崎　博

１．東北漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「209,700円」を「219,700円」に改める。

附　則

この公示は、令和７年６月15日から効力を生ずる。